半　期　報　告　書

（第140期中）

株式会社　滋　賀　銀　行

半　期　報　告　書

１　本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２ 【事業の内容】 …… 4
第２ 【事業の状況】 …… 5
１ 【事業等のリスク】 …… 5
２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 5
３ 【重要な契約等】 …… 11
第３ 【提出会社の状況】 …… 12
１ 【株式等の状況】 …… 12
２ 【役員の状況】 …… 14
第４ 【経理の状況】 …… 15
１ 【中間連結財務諸表】 …… 16
２ 【その他】 …… 59
３ 【中間財務諸表】 …… 60
４ 【その他】 …… 73
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 74

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【中間会計期間】	第140期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社滋賀銀行
【英訳名】	ＴＨＥ　ＳＨＩＧＡ　ＢＡＮＫ，ＬＴＤ．
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　久保田　真　也
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市浜町１番38号
【電話番号】	０７７（５２１）９５３０　（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長　　下　村　丈　治
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町12番９号 株式会社滋賀銀行　総合企画部東京事務所
【電話番号】	０３（３６６１）１１８６　（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部東京事務所長　　北　村　　仁
【縦覧に供する場所】	株式会社滋賀銀行京都支店 （京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地） 株式会社滋賀銀行大阪支店 （大阪市北区曽根崎新地１丁目１番49号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自 2024年 ４月１日 至 2024年 ９月30日)	(自 2025年 ４月１日 至 2025年 ９月30日)	(自 2026年 ４月１日 至 2026年 ９月30日)	(自 2024年 ４月１日 至 2025年 ３月31日)	(自 2025年 ４月１日 至 2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	60,493	79,519	100,793	133,109	159,056
うち連結信託報酬	百万円	0	0	―	0	0
連結経常利益	百万円	11,625	15,640	22,249	18,949	29,031
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	8,748	11,389	15,198	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	―	―	―	18,720	21,293
連結中間包括利益	百万円	△15,090	40,918	83,657	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△38,097	70,627
連結純資産額	百万円	473,934	484,832	589,275	444,811	509,025
連結総資産額	百万円	7,569,806	7,589,627	7,699,635	7,528,217	7,669,084
１株当たり純資産額	円	2,019.58	2,095.20	2,563.49	1,930.52	2,214.31
１株当たり中間純利益	円	37.28	49.39	66.11	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	79.94	92.27
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	―	―	―	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	6.26	6.38	7.65	5.90	6.63
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△349,443	38,291	△79,283	△405,676	2,357
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△22,072	△38,594	△76,618	△47,627	117,463
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△1,883	△2,078	△3,449	△7,999	△7,593
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	986,325	896,041	851,296	898,421	1,010,649
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,224 〔986〕	2,290 〔983〕	2,370 〔956〕	2,171 〔983〕	2,243 〔979〕
信託財産額	百万円	179	156	156	174	157

(注) １　当行は、2026年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が2024年度期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額、１株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

２　自己資本比率は、(（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分)を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

3　「潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益」は、潜在株式がないため記載しておりません。
4　従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔　〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。
5　信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行１社であります。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第138期中	第139期中	第140期中	第138期	第139期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	54,189	72,518	92,710	119,597	145,038
うち信託報酬	百万円	0	0	―	0	0
経常利益	百万円	11,695	15,351	21,993	18,653	28,547
中間純利益	百万円	8,968	11,403	15,244	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	18,844	21,440
資本金	百万円	33,076	33,076	33,076	33,076	33,076
発行済株式総数	千株	53,090	53,090	240,450	53,090	48,090
純資産額	百万円	452,177	465,023	563,468	424,662	482,225
総資産額	百万円	7,545,615	7,567,555	7,668,025	7,505,260	7,635,200
預金残高	百万円	5,783,874	5,825,748	5,940,613	5,812,534	5,957,237
貸出金残高	百万円	4,504,052	4,562,483	4,668,738	4,563,298	4,624,935
有価証券残高	百万円	1,850,072	1,878,835	1,875,129	1,805,729	1,728,697
１株当たり配当額	円	45.00	65.00	27.50	90.00	140.00
自己資本比率	%	5.99	6.14	7.34	5.65	6.31
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,928 〔768〕	1,980 〔763〕	2,041 〔748〕	1,873 〔765〕	1,936 〔760〕
信託財産額	百万円	179	156	156	174	157
信託勘定貸出金残高	百万円	―	―	―	―	―
信託勘定有価証券残高	百万円	―	―	―	―	―
信託勘定有価証券残高（信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高を除く。）	百万円	―	―	―	―	―
信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	百万円	―	―	―	―	―

（注）１　当行は、2026年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。これに伴い発行済株式総数は192,360千株増加して240,450千株となっております。

２　当行は、2026年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。第138期（2025年3月）及び第139期（2026年3月）における中間期末及び期末の発行済株式総数及び１株当たり配当額については、当該株式分割前の内容を記載しております。

３　自己資本比率は、(（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権)を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

４　従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔　〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変動はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているものとして前事業年度の有価証券報告書に記載した主要なリスクを含む「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当行グループは、2033年の創立100周年とその先の未来に向けて、役職員が心を一つに歩み続けるために、「『三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）』で地域を幸せにする」とのパーパス（存在意義）を掲げております。

パーパス（存在意義）のもと、伝統ある近江商人の商人道徳である「三方よし」の精神を継承した行是「自分にきびしく　人には親切　社会につくす」を活動の原点とし、経営理念に掲げた「地域社会」「役職員」「地球環境」との「共存共栄」の実現に努めることを通じて、企業価値の向上に取り組んでおります。

こうした取組の結果、当中間連結会計期間の財政状態・経営成績は、次のとおりとなりました。

総資産残高は、7,699,635百万円で前連結会計年度末に比べ30,551百万円の増加となりました。

資産項目の主要な勘定残高は、有価証券が1,868,972百万円（前連結会計年度末比146,562百万円の増加）、貸出金が4,628,474百万円（同39,813百万円の増加）であります。

一方、負債の部の合計は、7,110,359百万円で前連結会計年度末に比べ49,699百万円の減少となりました。

負債項目の主要な勘定残高は、預金が5,934,315百万円（前連結会計年度末比15,978百万円の減少）、譲渡性預金が19,500百万円（同350百万円の増加）、コールマネー及び売渡手形が74,898百万円（同4,401百万円の減少）、売現先勘定が71,557百万円（同71,557百万円の増加）、債券貸借取引受入担保金が85,659百万円（同56,830百万円の減少）、借用金が676,570百万円（同107,711百万円の減少）、社債が20,000百万円（同20,000百万円の増加）等であります。

純資産の部の合計は、589,275百万円で前連結会計年度末比80,250百万円の増加となりました。これは、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末比64,255百万円増加したことが主因であります。

	前連結会計年度末 （百万円）（A）	当中間連結会計期間末 （百万円）（B）	増減（百万円） （B）－（A）
資産（総資産）	7,669,084	7,699,635	30,551
うち有価証券	1,722,410	1,868,972	146,562
うち貸出金	4,588,660	4,628,474	39,813
負債	7,160,058	7,110,359	△49,699
うち預金	5,950,294	5,934,315	△15,978
うち譲渡性預金	19,150	19,500	350
うちコールマネー及び売渡手形	79,300	74,898	△4,401
うち売現先勘定	－	71,557	71,557
うち債券貸借取引受入担保金	142,490	85,659	△56,830
うち借用金	784,282	676,570	△107,711
うち社債	－	20,000	20,000
純資産	509,025	589,275	80,250
うち利益剰余金	285,621	297,409	11,788
うちその他有価証券評価差額金	104,003	168,259	64,255
うち繰延ヘッジ損益	46,300	51,531	5,231

当中間連結会計期間の経営成績は、次のとおりであります。

経常収益は、100,793百万円で前年同期比21,273百万円の増収となりました。これは、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加等による資金運用収益の増加（前年同期比14,252百万円の増加）を主因としております。

一方、経常費用は、78,543百万円で前年同期比14,664百万円の増加となりました。これは、国債等債券売却損の増加等によるその他業務費用の増加（前年同期比9,062百万円の増加）、預金利息の増加等による資金調達費用の増加（同3,539百万円の増加）を主因としております。

その結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比6,609百万円増益の22,249百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同3,808百万円増益の15,198百万円となりました。

なお、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

	前中間連結会計期間（百万円）（A）	当中間連結会計期間（百万円）（B）	増減（百万円）（B）－（A）
経常収益	79,519	100,793	21,273
資金運用収益	49,890	64,142	14,252
うち貸出金利息	28,620	35,554	6,933
うち有価証券利息配当金	17,958	23,196	5,238
信託報酬	0	－	△0
役務取引等収益	9,872	10,195	322
（内訳）預金・貸出業務	3,084	2,867	△216
為替業務	1,510	1,598	87
信託関連業務	111	107	△3
証券関連業務	60	229	169
代理業務	205	245	40
保護預り・貸金庫業務	53	64	10
保証業務	392	367	△25
カード業務	1,757	1,784	27
投資信託・保険販売業務	1,756	1,885	128
その他	940	1,046	105
その他業務収益	14,693	21,821	7,128
うち国債等債券売却益	255	40	△214
うち金融派生商品収益	8,008	14,187	6,178
その他経常収益	5,063	4,633	△429
うち貸倒引当金戻入益	－	－	－
うち株式等売却益	4,456	4,084	△372

	前中間連結会計期間 (百万円)(A)	当中間連結会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
経常費用	63,878	78,543	14,664
資金調達費用	13,332	16,872	3,539
うち預金利息	6,250	10,963	4,713
うちコールマネー及び 売渡手形利息	2,389	1,845	△543
うち売現先利息	－	607	607
うち債券貸借取引支払利息	2,870	2,483	△387
うち借用金利息	1,679	692	△986
うち社債利息	－	85	85
役務取引等費用	3,101	3,806	704
その他業務費用	20,694	29,757	9,062
営業経費	25,064	26,001	936
その他経常費用	1,684	2,105	421
うち貸倒引当金繰入額	530	1,102	572
経常利益	15,640	22,249	6,609
親会社株主に帰属する中間純利益	11,389	15,198	3,808

（業種別貸出状況（末残・構成比））

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	4,487,362	100.00	4,594,768	100.00
製造業	543,325	12.11	548,518	11.94
農業、林業	7,042	0.16	6,795	0.15
漁業	541	0.01	733	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	6,686	0.15	6,264	0.14
建設業	127,562	2.84	128,232	2.79
電気・ガス・熱供給・水道業	168,634	3.76	160,286	3.49
情報通信業	14,223	0.32	19,290	0.42
運輸業、郵便業	172,716	3.85	166,613	3.62
卸売業、小売業	398,601	8.88	414,514	9.02
金融業、保険業	162,380	3.62	154,751	3.37
不動産業、物品賃貸業	819,993	18.27	844,785	18.38
その他のサービス業	279,128	6.22	269,562	5.87
地方公共団体	431,595	9.62	384,499	8.37
その他	1,354,931	30.19	1,489,919	32.43
海外及び特別国際金融取引勘定分	39,638	100.00	33,706	100.00
政府等	－	－	809	2.40
金融機関	10,295	25.97	9,956	29.54
その他	29,342	74.03	22,940	68.06
合計	4,527,001	―――	4,628,474	―――

（注）　1　「国内」とは、当行（海外店を除く）及び連結子会社であります。
　　2　「海外」とは、当行の海外店であります。

（自己資本比率等の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては標準的計測手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成31年金融庁告示第11号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

（単位：億円、％）

	2026年９月30日
１．連結総自己資本比率(４／７)	13.81
２．連結Tier１比率(５／７)	13.81
３．連結普通株式等Tier１比率(６／７)	13.81
４．連結における総自己資本の額	5,199
５．連結におけるTier１資本の額	5,199
６．連結における普通株式等Tier１資本の額	5,199
７．リスク・アセットの額	37,644
８．連結総所要自己資本額	3,011

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

（単位：％）

	2026年９月30日
連結レバレッジ比率	7.51

単体自己資本比率(国際統一基準)

（単位：億円、％）

	2026年９月30日
１．単体総自己資本比率(４／７)	13.52
２．単体Tier１比率(５／７)	13.52
３．単体普通株式等Tier１比率(６／７)	13.52
４．単体における総自己資本の額	5,049
５．単体におけるTier１資本の額	5,049
６．単体における普通株式等Tier１資本の額	5,049
７．リスク・アセットの額	37,318
８．単体総所要自己資本額	2,985

単体レバレッジ比率(国際統一基準)

（単位：％）

	2026年９月30日
単体レバレッジ比率	7.32

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額（単体）

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額（百万円）	金額（百万円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,990	3,098
危険債権	50,077	46,940
要管理債権	22,062	18,447
正常債権	4,523,740	4,633,153

(2) キャッシュ・フローの状況

以下の説明では収入を「キャッシュ・イン」、支出を「キャッシュ・アウト」と記載しております。

当行グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、借用金の減少等により、79,283百万円のキャッシュ・アウトとなりました。前年同期との比較では、借用金の減少額が拡大したこと等により117,575百万円のキャッシュ・アウトの増加となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が有価証券の売却及び償還による収入を上回り、76,618百万円のキャッシュ・アウトとなりました。前年同期との比較では、有価証券の売却による収入の減少等により、38,024百万円のキャッシュ・アウトの増加となりました。

さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは、主として配当金の支払いにより3,449百万円のキャッシュ・アウトとなりました。前年同期との比較では、配当金の支払額の増加により、1,371百万円のキャッシュ・アウトの増加となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ159,352百万円減少し、当中間連結会計期間末残高は851,296百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について第139期（自 2025年４月１日　至 2026年３月31日）有価証券報告書から重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての重要な変更、又は、新たに定めた経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についての重要な変更、又は、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当中間連結会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当中間連結会計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変動はありません。

３ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

（注）2026年４月１日付で株式分割に伴う定款変更を行ったため、発行可能株式総数は400,000,000株増加し、500,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)（2026年９月30日）	提出日現在発行数(株)（2026年11月27日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	240,450,405	240,450,405	東京証券取引所（プライム市場）	単元株式数は100株であります。
計	240,450,405	240,450,405	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日	192,360	240,450	―	33,076	―	23,942

（注）2026年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式総数は192,360千株増加し、240,450千株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号 赤坂インターシティＡＩＲ	20,682	8.99
ARIAKE MASTER FUND DIRECTOR TAKANO SHIGERU (常任代理人　立花証券株式会社)	C/O ASCENTIUM (CAYMAN) LIMITED, 4THFLOOR HARBOUR PLACE,103 SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN,KY1-1002,POBOX10240, CAYMAN ISLANDS (東京都中央区日本橋茅場町１丁目13－14)	13,423	5.83
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８番12号	9,223	4.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号 日本生命証券管理部内	8,054	3.50
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内２丁目１番１号	7,999	3.47
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人　株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET,SUITE 1,BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南２丁目15－１品川インターシティＡ棟)	4,986	2.16
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町１番38号	4,851	2.11
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿１丁目26番１号	4,222	1.83
CEPLUX-THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2 (常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	31, Z.A. BOURMICHT, L-8070, BERTRANGE, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿６丁目27番30号)	4,022	1.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人　株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET,SUITE 1,BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南２丁目15－１品川インターシティＡ棟)	3,646	1.58
計	―――――	81,113	35.28

（注）１　当行は自己株式10,578千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は4.39%）を所有しておりますが、上記大株主の状況には記載しておりません。

２　2026年５月13日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ありあけキャピタル株式会社が2026年５月１日現在でアリアケ・マスター・ファンドとの投資一任契約に基づき株式等の運用を行い、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2026年９月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
ありあけキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町５番１号	15,593	6.48
合計		15,593	6.48

３　2025年10月７日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（Wellington Management Company LLP）及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド（Wellington Management International Ltd）が2025年９月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2026年９月30日時点における実質所有株式数の確認ができません。

なお、変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	アメリカ合衆国　02210　マサチューセッツ州ボストン、コングレス・ストリート280	2,434	4.59
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド (Wellington Management International Ltd)	英国　SW1E 5JL、ロンドン、ビクトリア・ストリート80、カーディナル・プレイス	191	0.36
合計		2,626	4.95

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	――――――	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	――――――	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,578,200	――――――	――――――
完全議決権株式(その他)	普通株式 229,603,500	2,296,035	――――――
単元未満株式	普通株式 268,705	――――――	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	240,450,405	――――――	――――――
総株主の議決権	――――――	2,296,035	――――――

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式32株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町１番38号	10,578,200	―	10,578,200	4.39
計	―	10,578,200	―	10,578,200	4.39

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間において役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１　当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２　当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３　当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	1,011,233	852,173
コールローン及び買入手形	15,036	22,045
買入金銭債権	250	316
商品有価証券	42	8
金銭の信託	33,332	34,455
有価証券	※1,※2,※3,※5,※9 1,722,410	※1,※2,※3,※5,※9 1,868,972
貸出金	※3,※4,※5,※6 4,588,660	※3,※4,※5,※6 4,628,474
外国為替	※3,※4,※5 6,608	※3,※4,※5 6,068
その他資産	※3,※5 198,908	※3,※5 192,892
有形固定資産	※7,※8 54,100	※7,※8 55,833
無形固定資産	5,346	6,218
退職給付に係る資産	38,931	40,408
繰延税金資産	603	608
支払承諾見返	※3 24,748	※3 22,709
貸倒引当金	△31,128	△31,549
資産の部合計	7,669,084	7,699,635
負債の部		
預金	※5 5,950,294	※5 5,934,315
譲渡性預金	19,150	19,500
コールマネー及び売渡手形	79,300	74,898
売現先勘定	※5 ―	※5 71,557
債券貸借取引受入担保金	※5 142,490	※5 85,659
借用金	※5 784,282	※5 676,570
外国為替	500	646
社債	―	20,000
信託勘定借	※10 157	※10 156
その他負債	87,657	101,397
退職給付に係る負債	194	200
役員退職慰労引当金	6	7
利息返還損失引当金	4	4
偶発損失引当金	301	289
繰延税金負債	65,357	96,849
再評価に係る繰延税金負債	※7 5,613	※7 5,596
支払承諾	24,748	22,709
負債の部合計	7,160,058	7,110,359

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	24,536	24,567
利益剰余金	285,621	297,409
自己株式	△6,655	△6,645
株主資本合計	336,579	348,408
その他有価証券評価差額金	104,003	168,259
繰延ヘッジ損益	46,300	51,531
土地再評価差額金	※7 8,057	※7 8,018
退職給付に係る調整累計額	14,085	13,056
その他の包括利益累計額合計	172,446	240,867
純資産の部合計	509,025	589,275
負債及び純資産の部合計	7,669,084	7,699,635

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
経常収益	79,519	100,793
資金運用収益	49,890	64,142
（うち貸出金利息）	28,620	35,554
（うち有価証券利息配当金）	17,958	23,196
信託報酬	0	―
役務取引等収益	9,872	10,195
その他業務収益	14,693	21,821
その他経常収益	※1 5,063	※1 4,633
経常費用	63,878	78,543
資金調達費用	13,332	16,872
（うち預金利息）	6,250	10,963
役務取引等費用	3,101	3,806
その他業務費用	20,694	29,757
営業経費	※2 25,064	※2 26,001
その他経常費用	※3 1,684	※3 2,105
経常利益	15,640	22,249
特別利益	66	94
固定資産処分益	66	94
特別損失	28	86
固定資産処分損	13	86
減損損失	※4 14	※4 ―
税金等調整前中間純利益	15,678	22,257
法人税、住民税及び事業税	2,665	6,845
法人税等調整額	1,623	214
法人税等合計	4,288	7,059
中間純利益	11,389	15,198
親会社株主に帰属する中間純利益	11,389	15,198

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	11,389	15,198
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	29,301	64,255
繰延ヘッジ損益	578	5,231
退職給付に係る調整額	△350	△1,028
その他の包括利益合計	29,529	68,459
中間包括利益	40,918	83,657
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	40,918	83,657

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,548	284,546	△20,473	321,698
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,073		△2,073
親会社株主に帰属する中間純利益			11,389		11,389
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		598		581	1,180
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	－	598	9,316	577	10,492
当中間期末残高	33,076	25,147	293,862	△19,896	332,190

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	71,925	35,569	8,057	7,560	123,112	444,811
当中間期変動額						
剰余金の配当						△2,073
親会社株主に帰属する中間純利益						11,389
自己株式の取得						△4
自己株式の処分						1,180
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	29,301	578	－	△350	29,529	29,529
当中間期変動額合計	29,301	578	－	△350	29,529	40,021
当中間期末残高	101,227	36,147	8,057	7,209	152,641	484,832

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,536	285,621	△6,655	336,579
当中間期変動額					
剰余金の配当			△3,448		△3,448
親会社株主に帰属する中間純利益			15,198		15,198
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		31		11	42
土地再評価差額金の取崩			38		38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	―	31	11,788	9	11,829
当中間期末残高	33,076	24,567	297,409	△6,645	348,408

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	104,003	46,300	8,057	14,085	172,446	509,025
当中間期変動額						
剰余金の配当						△3,448
親会社株主に帰属する中間純利益						15,198
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						42
土地再評価差額金の取崩						38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	64,255	5,231	△38	△1,028	68,421	68,421
当中間期変動額合計	64,255	5,231	△38	△1,028	68,421	80,250
当中間期末残高	168,259	51,531	8,018	13,056	240,867	589,275

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	15,678	22,257
減価償却費	1,165	1,699
減損損失	14	－
貸倒引当金の増減（△）	△995	420
偶発損失引当金の増減（△）	31	△11
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△1,004	△1,477
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	3	5
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	1	1
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△0	△0
資金運用収益	△49,890	△64,142
資金調達費用	13,332	16,872
有価証券関係損益（△）	9,975	18,804
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△145	△6
為替差損益（△は益）	0	0
固定資産処分損益（△は益）	△52	△8
貸出金の純増（△）減	2,398	△39,813
預金の純増減（△）	12,458	△15,978
譲渡性預金の純増減（△）	△3,300	350
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△738	△107,711
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	△19	△291
コールローン等の純増（△）減	4,264	△7,076
コールマネー等の純増減（△）	15,909	67,155
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△9,091	△56,830
外国為替（資産）の純増（△）減	887	540
外国為替（負債）の純増減（△）	15	145
普通社債発行及び償還による増減（△）	－	20,000
信託勘定借の純増減（△）	△18	△0
資金運用による収入	52,101	63,388
資金調達による支出	△13,048	△15,739
その他	△19,482	22,360
小計	30,452	△75,085
和解金の受取額	4,000	－
法人税等の支払額	△1,984	△4,198
法人税等の還付額	5,824	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,291	△79,283

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△209,810	△209,500
有価証券の売却による収入	128,568	96,093
有価証券の償還による収入	44,301	42,280
金銭の信託の増加による支出	△3,692	△1,201
金銭の信託の減少による収入	4,905	74
有形固定資産の取得による支出	△942	△3,513
有形固定資産の売却による収入	105	319
無形固定資産の取得による支出	△2,030	△1,172
投資活動によるキャッシュ・フロー	△38,594	△76,618
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△4	△1
自己株式の売却による収入	－	0
配当金の支払額	△2,073	△3,448
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,078	△3,449
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,380	△159,352
現金及び現金同等物の期首残高	898,421	1,010,649
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 896,041	※1 851,296

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　　9社

主要な会社名

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース株式会社

滋賀保証サービス株式会社

株式会社しがぎんエナジー

(2) 非連結子会社　　５社

主要な会社等の名称

しがぎん本業支援ファンド２号投資事業有限責任組合

しがぎん事業承継ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

会社名

ミノベ建設株式会社

すはまホールディングス株式会社

甲賀バラス株式会社

株式会社スポーツショップキムラ

株式会社オンリー

投資事業等を営む非連結子会社が、事業承継目的等のために出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社　　５社

主要な会社等の名称

しがぎん本業支援ファンド２号投資事業有限責任組合

しがぎん事業承継ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日　　９社

４．開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

５．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、①と同じ方法により行っております。

③ 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３年～50年

その他　　３年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

① 与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

② ①以外の債務者の債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債務者のうち、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）に係る債権については、今後１年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者の債権については今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

※ 将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近３算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。このうち、直近３算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部署が自己査定結果及び償却・引当の適切性について検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,177百万円（前連結会計年度末は8,679百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　令和４年３月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　令和２年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（中間連結貸借対照表関係）

※１　非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
出資金	848百万円	2,008百万円

※２　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
14,169百万円	13,697百万円

※３　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,669百万円	3,216百万円
危険債権額	46,066百万円	46,940百万円
三月以上延滞債権額	69百万円	64百万円
貸出条件緩和債権額	22,026百万円	18,440百万円
合計額	71,831百万円	68,661百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※４　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
2,884百万円	2,665百万円

※５　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	752,203百万円	695,326百万円
貸出金	256,058百万円	223,471百万円
計	1,008,261百万円	918,797百万円
担保資産に対応する債務		
預金	30,600百万円	24,057百万円
売現先勘定	－百万円	71,557百万円
債券貸借取引受入担保金	142,490百万円	85,659百万円
借用金	783,653百万円	676,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	－百万円	36,356百万円
その他資産（中央清算機関等差入証拠金）	58,537百万円	41,473百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
保証金	377百万円	372百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

※６　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	1,059,984百万円	1,065,605百万円
うち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	923,812百万円	917,325百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※７　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

※８　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	48,159百万円	47,777百万円

※９　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
6,293百万円	6,106百万円

※10　元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
金銭信託	157百万円	156百万円

（中間連結損益計算書関係）

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	4,456百万円	4,084百万円
償却債権取立益	309百万円	367百万円
金銭の信託運用益	150百万円	20百万円

※２　営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給料・手当	8,748百万円	9,514百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	530百万円	1,102百万円
株式等売却損	543百万円	399百万円
貸出金償却	348百万円	356百万円

有価証券の減損処理については、切放し法を適用しております。

※４　当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、主として全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）

滋賀県内

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
主な用途	遊休資産２カ所	―
種類及び減損損失額		
土地	―百万円	―百万円
建物	14百万円	―百万円
動産	0百万円	―百万円
合計額	14百万円	―百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、資産グループの概要等は下記のとおりであります。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(1)資産グループの概要

①遊休資産

店舗・社宅跡地等

②営業用資産

営業の用に供する資産

③共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)

(2)グルーピングの方法

①遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

②営業用資産

フルバンク機能を構成する店舗グループ又は店舗単位

③共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを５％で割り引いて、それぞれ算定しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）	摘　　要
発行済株式					
普通株式	53,090	－	－	53,090	
合　計	53,090	－	－	53,090	
自己株式					
普通株式	7,008	0	199	6,809	（注）
合　計	7,008	0	199	6,809	

（注）　当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式の無償取得による増加、当中間連結会計期間中の減少は譲渡制限付株式の割当による減少であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月25日定時株主総会	普通株式	2,073	45.00	2025年３月31日	2025年６月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月14日取締役会	普通株式	3,008	利益剰余金	65.00	2025年９月30日	2025年12月11日

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)	摘　　要
発行済株式					
普通株式	48,090	192,360	－	240,450	(注１)(注２)
合　計	48,090	192,360	－	240,450	
自己株式					
普通株式	2,114	8,482	18	10,578	(注１)(注３)
合　計	2,114	8,482	18	10,578	

(注１)　当行は、2026年４月１日を効力発生日として、普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施いたしました。

(注２)　当中間連結会計期間中の普通株式の増加は株式分割による増加であります。

(注３)　当中間連結会計期間中の自己株式の増加は株式分割、単元未満株式の買取並びに譲渡制限付株式の無償取得による増加、当中間連結会計期間中の自己株式の減少は単元未満株式の売却及び譲渡制限付株式の割当による減少であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３．配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月24日定時株主総会	普通株式	3,448	75.00	2026年３月31日	2026年６月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月13日取締役会	普通株式	6,321	利益剰余金	27.50	2026年９月30日	2026年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
現金預け金勘定	896,577百万円	852,173百万円
その他預け金	△536百万円	△876百万円
現金及び現金同等物	896,041百万円	851,296百万円

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸主側

① リース投資資産の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
リース料債権部分	24,560	26,769
見積残存価額部分	490	504
受取利息相当額　　（△）	2,152	2,376
リース投資資産	22,898	24,897

② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日（連結決算日）後の回収予定額

リース債権

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１年以内	888	985
１年超２年以内	772	894
２年超３年以内	675	714
３年超４年以内	385	447
４年超５年以内	190	275
５年超	150	111

リース投資資産

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１年以内	6,371	6,848
１年超２年以内	5,555	5,976
２年超３年以内	4,592	4,923
３年超４年以内	3,391	3,654
４年超５年以内	2,171	2,466
５年超	2,477	2,900

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１)参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しい金融商品については記載を省略しております。

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	1,680,526	1,680,526	－
その他有価証券(※1)	1,680,526	1,680,526	－
(2) 貸出金	4,588,660		
貸倒引当金(※2)	△30,531		
	4,558,128	4,450,048	△108,080
資産計	6,238,655	6,130,575	△108,080
(1) 預金	5,950,294	5,949,876	△417
(2) 譲渡性預金	19,150	19,149	△0
(3) 借用金	784,282	775,777	△8,504
負債計	6,753,726	6,744,803	△8,922
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7,781)	(7,781)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	67,443	67,443	－
デリバティブ取引計	59,661	59,661	－

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　令和３年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	1,822,997	1,822,997	－
その他有価証券(※1)	1,822,997	1,822,997	－
(2) 貸出金	4,628,474		
貸倒引当金(※2)	△30,991		
	4,597,482	4,446,018	△151,464
資産計	6,420,480	6,269,015	△151,464
(1) 預金	5,934,315	5,933,737	△577
(2) 譲渡性預金	19,500	19,501	1
(3) 借用金	676,570	668,688	△7,881
負債計	6,630,385	6,621,927	△8,458
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,714)	(2,714)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	75,064	75,064	－
デリバティブ取引計	72,349	72,349	－

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　令和３年６月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　)で表示しております。

(注１) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の資産「(1)有価証券」中の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度(2026年３月31日)	当中間連結会計期間(2026年９月30日)
非上場株式(※1)(※2)	4,688	4,647
組合出資金(※3)	37,194	41,327

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号　令和２年３月31日)第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について29百万円の減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について38百万円の減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　令和３年６月17日)第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	274,736	331,481	－	606,218
社債	－	137,797	6,222	144,019
住宅ローン担保証券	－	86,869	－	86,869
株式	354,118	4,262	－	358,381
その他	152,366	215,483	81,032	448,882
デリバティブ取引				
金利関連	－	67,929	－	67,929
通貨関連	－	4,647	－	4,647
資産計	781,221	848,472	87,255	1,716,949
デリバティブ取引				
金利関連	－	447	－	447
通貨関連	－	12,468	－	12,468
負債計	－	12,915	－	12,915

（＊） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　令和３年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は6,210百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は19,102百万円であります。

①第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	当期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
19,693	△0	628	4,992	－	－	25,313	－

(*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には運用会社の承諾を要する	2,915
解約申込から払戻まで数か月を要する	3,295

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	241,455	399,102	－	640,557
社債	－	136,120	5,990	142,110
住宅ローン担保証券	－	86,467	－	86,467
株式	471,816	3,733	－	475,550
その他	147,937	199,476	92,923	440,338
デリバティブ取引				
金利関連	－	75,352	－	75,352
通貨関連	－	5,490	－	5,490
資産計	861,209	905,744	98,913	1,865,867
デリバティブ取引				
金利関連	－	239	－	239
通貨関連	－	8,254	－	8,254
負債計	－	8,493	－	8,493

（＊） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　令和３年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は7,427百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は20,133百万円であります。

①第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当中間連結会計期間の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	中間連結会計期間末残高	当中間連結会計期間の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
25,313	3	358	1,885	－	－	27,560	－

(*1) 中間損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

②中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	当中間連結貸借対照表計上額
解約・買戻請求ができず、譲渡には運用会社の承諾を要する	3,596
解約申込から払戻まで数か月を要する	3,831

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸出金	－	－	4,450,048	4,450,048
資産計	－	－	4,450,048	4,450,048
預金	－	5,949,876	－	5,949,876
譲渡性預金	－	19,149	－	19,149
借用金	－	775,777	－	775,777
負債計	－	6,744,803	－	6,744,803

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸出金	－	－	4,446,018	4,446,018
資産計	－	－	4,446,018	4,446,018
預金	－	5,933,737	－	5,933,737
譲渡性預金	－	19,501	－	19,501
借用金	－	668,688	－	668,688
負債計	－	6,621,927	－	6,621,927

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買い戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には、基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いて時価を算定しております。金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年未満）のものは時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年未満）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル３の時価に分類しており、債券店頭オプション取引等が含まれます。

（注２）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.3%～1.7%	0.5%

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.4%～1.7%	0.5%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当連結会計年度の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替(*3)	レベル３の時価からの振替(*4)	連結会計年度末残高	当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	6,319	－	△7	△90	－	－	6,222	－
外国債券	83,182	0	448	△3,908	－	－	79,723	－
その他	1,212	－	△12	109	－	－	1,309	－

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*3) レベル２の時価からレベル３の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当連結会計年度末日に行っております。

(*4) レベル３の時価からレベル２の時価への振り替えであり、時価の算定に使用しているインプットの観察可能性の変化によるものであります。当該振替は当連結会計年度末日に行っております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	当中間連結会計期間の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	中間連結会計期間末残高	当中間連結会計期間の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益(*1)
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	6,222	－	△45	△186	－	－	5,990	－
外国債券	79,723	0	△3,048	14,892	－	－	91,566	－
その他	1,309	－	△13	61	－	－	1,356	－

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って事務部門が時価評価モデルを策定しております。リスク管理部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、リスク管理部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率はリスク・フリー・レートやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

※１　中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※２　「子会社及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものはありません。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

該当事項はありません。

２．その他有価証券

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	352,200	90,662	261,537
	債券	1,321	1,318	3
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	1,321	1,318	3
	その他	209,434	196,190	13,243
	小計	562,956	288,171	274,784
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,180	7,085	△904
	債券	835,786	923,319	△87,533
	国債	304,969	350,906	△45,936
	地方債	301,248	318,930	△17,682
	社債	229,567	253,482	△23,914
	その他	275,603	314,673	△39,069
	小計	1,117,570	1,245,079	△127,508
合計		1,680,526	1,533,250	147,276

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	470,705	91,710	378,994
	債券	2,581	2,577	3
	国債	2,481	2,477	3
	地方債	―	―	―
	社債	100	100	0
	その他	132,921	121,405	11,515
	小計	606,207	215,694	390,513
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	4,845	5,090	△245
	債券	866,554	959,880	△93,326
	国債	269,020	304,737	△35,716
	地方債	369,055	396,850	△27,794
	社債	228,478	258,292	△29,814
	その他	345,390	401,457	△56,067
	小計	1,216,789	1,366,428	△149,639
合計		1,822,997	1,582,122	240,874

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて30％以上下落した場合、正常先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合又は30％以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2026年３月31日現在)、当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)ともに該当事項はありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	11,783	11,982	△198	139	338

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	12,904	13,109	△205	23	228

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	146,788
その他有価証券	146,987
その他の金銭の信託	△198
(△)繰延税金負債	42,785
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	104,003
(△)非支配株主持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	104,003

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	240,381
その他有価証券	240,586
その他の金銭の信託	△205
(△)繰延税金負債	72,121
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	168,259
(△)非支配株主持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	168,259

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。また、時価の算定方法については、「（金融商品関係）」に記載しております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	金利先渡契約				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,449	3,289	△214	△214
	受取変動・支払固定	4,568	4,568	253	253
	受取変動・支払変動	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合計		―――	―――	38	38

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	金利先渡契約				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,262	3,104	△242	△242
	受取変動・支払固定	4,363	4,363	291	291
	受取変動・支払変動	－	－	－	－
	金利オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合計		―――	―――	49	49

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ	130,004	117,213	△6,699	△6,699
	為替予約				
	売建	87,284	－	△1,636	△1,636
	買建	16,061	－	362	362
	通貨オプション				
	売建	171,615	141,239	△2,895	571
	買建	171,615	141,239	3,047	491
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合計		―――	―――	△7,820	△6,909

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
	通貨オプション				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ	139,333	134,612	△3,775	△3,775
	為替予約				
	売建	109,346	－	907	907
	買建	16,378	－	44	44
	通貨オプション				
	売建	183,505	149,573	△3,271	△401
	買建	183,505	149,573	3,330	1,430
	その他				
	売建	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－
合計		―――	―――	△2,763	△1,794

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)、当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)、当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)ともに該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)、当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)ともに該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)、当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)ともに該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。また、時価の算定方法については「(金融商品関係)」に記載しております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券（債券）、預金			
	受取固定・支払変動		－	－	－
	受取変動・支払固定		367,059	363,862	67,443
	金利先物		－	－	－
	金利オプション		－	－	－
	その他		－	－	－
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		－	－	（注）２
	受取変動・支払固定		10,000	10,000	
合　　計		―――――	―――――	―――――	67,443

（注）１．ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券（債券）、預金			
	受取固定・支払変動		－	－	－
	受取変動・支払固定		300,952	297,805	75,064
	金利先物		－	－	－
	金利オプション		－	－	－
	その他		－	－	－
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		－	－	（注）２
	受取変動・支払固定		10,000	10,000	
合　　計		―――――	―――――	―――――	75,064

（注）１．ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

２．金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)、当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)ともに該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)、当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)、当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)ともに該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

１．譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業経費	35百万円	163百万円

２．譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1)　譲渡制限付株式報酬の内容

①　役員

	付与対象者の区分及び人数	株式の種類別の付与された株式数	付与日	譲渡制限期間
2022年７月15日付与	取締役（注１） ５人	普通株式 207,520株	2022年７月15日	2022年７月15日（本払込期日）から役員のいずれの地位をも退任又は退職した時点まで
2023年７月12日付与	取締役（注１） ６人	普通株式 38,450株	2023年７月12日	2023年７月12日（本払込期日）から役員のいずれの地位をも退任又は退職した時点まで
2024年７月12日付与	取締役（注１） ６人	普通株式 24,380株	2024年７月12日	2024年７月12日（本払込期日）から役員のいずれの地位をも退任又は退職した時点まで
2025年７月14日付与	取締役（注１）及び執行役員 15人	普通株式 24,620株	2025年７月14日	2025年７月14日（本払込期日）から役員のいずれの地位をも退任又は退職した時点まで
2026年７月10日付与	取締役（注１）及び執行役員 15人	普通株式 17,977株	2026年７月10日	2026年７月10日（本払込期日）から役員のいずれの地位をも退任又は退職した時点まで

（注１）　社外取締役は除く。

（注２）　当行は、2026年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割後の株式数に基づき記載しております。

（注３）　解除条件

当行は、付与対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本株式の譲渡制限を解除いたします。ただし、付与対象者が、当行取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役又は執行役員を退任した場合には、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除いたします。

② 従業員

	付与対象者の区分及び人数	株式の種類別の付与された株式数	付与日	譲渡制限期間
2025年９月１日付与	従業員 1,942人	普通株式 971,000株	2025年９月１日	2025年９月１日（本払込期日）から2029年６月１日まで

（注１） 当行は、2026年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割後の株式数に基づき記載しております。

（注２） 解除条件

当行は、付与対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当行の従業員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本株式の譲渡制限を解除いたします。ただし、（ⅰ）本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位から定年その他当行取締役会が正当と認める理由により退職する場合、（ⅱ）本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位から死亡その他当行取締役会が正当と認める理由により退職した場合、又は（ⅲ）本譲渡制限期間が満了する前に当行の従業員の地位を有したまま55歳に達した場合には、（ⅰ）当該退職の日が属する月の１日、（ⅱ）当該退職の直後の時点、又は（ⅲ）55歳に達した日が属する月の末日（当該末日が当行の第139期事業年度に係る有価証券報告書の提出日よりも前である場合には、当該有価証券報告書の提出日の翌日）の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

(2)　譲渡制限付株式の規模及びその変動額

① 役員

（株式数）

（単位：株）

	前連結会計年度末	付与	無償取得（△）	譲渡制限解除（△）	未解除残高
2022年７月15日付与	143,420	―	―	82,495	60,925
2023年７月12日付与	32,030	―	―	7,540	24,490
2024年７月12日付与	24,380	―	―	4,780	19,600
2025年７月14日付与	24,620	―	―	5,625	18,995
2026年７月10日付与	―	17,977	―	―	17,977

（単価情報）

（単位：円）

	付与日における公正な評価単価
2022年７月15日付与	541.6
2023年７月12日付与	529.6
2024年７月12日付与	835
2025年７月14日付与	1,174
2026年７月10日付与	2,354

（注）　当行は、2026年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割後の株式数に基づき記載しております。

② 従業員

（株式数）

（単位：株）

	前連結会計年度末	付与	無償取得（△）	譲渡制限解除（△）	未解除残高
2025年９月１日付与	945,000	―	24,619	3,381	917,000

（単価情報）

（単位：円）

	付与日における公正な評価単価
2025年９月１日付与	1,186

（注）　当行は、2026年４月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割後の株式数に基づき記載しております。

３．　公正な評価単価の見積方法

取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当行の普通株式の終値としております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	79,519	100,793
うち役務取引等収益	9,872	10,195
預金・貸出業務	3,084	2,867
為替業務	1,510	1,598
信託関連業務	111	107
証券関連業務	60	229
代理業務	205	245
保護預り・貸金庫業務	53	64
保証業務	392	367
カード業務	1,757	1,784
投資信託・保険販売業務	1,756	1,885
その他	940	1,046
うち信託報酬	0	―

上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	28,930	22,670	9,872	18,045	79,519

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	35,921	27,321	10,195	27,354	100,793

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額		2,214円31銭	2,563円49銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	509,025	589,275
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	－	－
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	509,025	589,275
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	229,879	229,872

(注) 当行は、2026年４月１日を効力発生日として、普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施いたしました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が実施されたと仮定して、「１株当たり純資産額」を算定しております。

２．１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純利益		49円39銭	66円11銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	11,389	15,198
普通株主に帰属しない金額	百万円	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	11,389	15,198
普通株式の中間期中平均株式数	千株	230,578	229,875

(注１) 当行は、2026年４月１日を効力発生日として、普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施いたしました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が実施されたと仮定して、「１株当たり中間純利益」を算定しております。

(注２) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益並びに算定上の基礎については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

（当行と株式会社池田泉州ホールディングスの経営統合に関する基本合意について）

当行は、2026年10月29日開催の取締役会において、株式会社池田泉州ホールディングス（以下「池田泉州ＨＤ」といい、当行と池田泉州ＨＤをあわせて、以下「両社」といい、それぞれのグループ会社を含めて以下「両社グループ」といいます。）と、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、両社の間で基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。

１．本経営統合の理念と目的

本経営統合は、当行および池田泉州ＨＤが、それぞれの歴史、ブランド、企業文化および地域との関係を尊重し、互いを必要不可欠な存在として認め合う対等の関係を基本として、信頼と共創の精神のもと、両社の強みを活かすことで、それぞれの持続的な成長と両社グループ全体のさらなる発展を目指すものです。

本経営統合の目的は、二つのブランドとそれぞれの地域で築いてきたお客さまとの信頼関係を礎として、関西圏を広域にカバーする地域密着型金融グループとして地域金融力を一段と高め、地域社会およびお客さまが抱える多様で複雑な課題の解決に貢献することにあります。また、環境変化に柔軟に対応できる健全で強固な経営基盤を構築し、企業価値の持続的な向上を実現してまいります。

両社は、こうした取り組みを通じて、「関西で最も信頼され、必要とされる金融グループ」の実現を目指します。

２．本経営統合の形態

両社は、それぞれの株主総会において本経営統合に必要となる事項の承認が得られること、および本経営統合を行うにあたり必要となる関係当局の許認可等が得られることを前提として、2028年４月１日を目途に、池田泉州ＨＤの商号を変更したうえで統合持株会社（以下「本統合持株会社」といいます。）として活用し、当行が本統合持株会社との間で株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、本経営統合を実施することを基本として協議・検討を進めてまいります。

本経営統合が実現した場合、当行は本株式交換により本統合持株会社の完全子会社となり、池田泉州ＨＤの子会社である株式会社池田泉州銀行（以下「池田泉州銀行」といいます。）とともに本統合持株会社傘下の銀行子会社として配置される予定です。これに伴い、当行の普通株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、東京証券取引所において上場廃止となる予定です。

なお、本経営統合の形態については、今後両社で継続的な協議・検討を進める過程で変更する可能性があります。

３．株式交換比率

本株式交換に係る株式交換比率は、今後実施するデュー・ディリジェンスの結果および両社がそれぞれ起用する第三者算定機関による株式交換比率の算定結果等の諸要素を踏まえて、両社で誠実に協議のうえ、本経営統合に関する最終契約（以下「本件最終契約」といいます。）締結までに決定し、公表する予定です。

４．本統合持株会社の概要

本統合持株会社の商号、本店所在地、代表者、役員構成、機関設計、組織体制その他の事項については、今後、両社において協議のうえ、本件最終契約において定める予定です。なお、当行および池田泉州銀行は統合後も存続し、商号および本店所在地に変更はなく、両行の合併は予定しておりません。

５．統合準備委員会の設置

両社は、本経営統合の円滑な実現に向けて、基本合意以降速やかに統合準備委員会を設置し、本経営統合に関する協議を集中的に行ってまいります。

6．今後のスケジュール

2027年４月　　（予定）	本件最終契約締結
2027年12月　　（予定）	両社臨時株主総会開催
2028年４月１日（予定）	本株式交換効力発生日

（注）　上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議、関係当局の許認可等（Form F-4による登録届出書の米国証券取引委員会（以下「ＳＥＣ」といいます。）への提出および効力発生、銀行法その他の関係法令に基づく必要な認可・届出等の手続、独占禁止法その他の競争法上必要な手続ならびに金融商品取引法その他の関連法令および諸規則に基づく手続を含みます。）の取得状況等によって変更となる場合があります。当該許認可等の取得状況等により、本経営統合の日程に変更または遅延が生じる場合には、速やかに公表いたします。

7．両社の概要（2026年３月31日時点）

名称	株式会社滋賀銀行	株式会社池田泉州ホールディングス
本店所在地	滋賀県大津市浜町１番38号	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 久保田　真也	代表執行役社長兼ＣＥＯ 阪口　広一
事業内容	銀行業	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務
資本金	330億円	1,029億円
設立年月日	1933年10月１日	2009年10月１日
発行済株式数	240,450,405株	281,008,632株
決算期	３月31日	３月31日
総資産（連結）	７兆6,690億円	６兆5,959億円
純資産（連結）	5,090億円	2,539億円
預金等残高（単体）	５兆9,572億円	５兆8,675億円（池田泉州銀行）
貸出金残高（単体）	４兆6,249億円	４兆8,836億円（池田泉州銀行）
従業員数（連結）	2,243人	2,244人
店舗数（代理店・出張所を含む）	133カ店（うち代理店33カ店）	139カ店（池田泉州銀行）

※株式会社滋賀銀行は、2026年４月１日を効力発生日として、普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しました。発行済株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

8．今後の見通し

本件にかかる当行連結財務諸表への影響は、現在精査中であります。

9．その他

本経営統合が実施される場合、当行の株主に対し、本統合持株会社となる商号変更後の池田泉州ＨＤの株式が交付されることとなります。1933年米国証券法に基づき、本経営統合について、池田泉州ＨＤがForm F-4登録届出書をＳＥＣに提出することが予定されております。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	1,011,017	851,966
コールローン	15,036	22,045
買入金銭債権	250	316
商品有価証券	42	8
金銭の信託	33,332	34,455
有価証券	※1,※2,※3,※5,※7 1,728,697	※1,※2,※3,※5,※7 1,875,129
貸出金	※3,※4,※5,※6 4,624,935	※3,※4,※5,※6 4,668,738
外国為替	※3,※4,※5 6,608	※3,※4,※5 6,068
その他資産	149,970	141,659
その他の資産	※3,※5 149,970	※3,※5 141,659
有形固定資産	46,145	47,164
無形固定資産	5,301	6,130
前払年金費用	18,414	21,388
支払承諾見返	※3 24,748	※3 22,709
貸倒引当金	△29,299	△29,756
資産の部合計	7,635,200	7,668,025
負債の部		
預金	※5 5,957,237	※5 5,940,613
譲渡性預金	30,950	31,000
コールマネー	79,300	74,898
売現先勘定	※5 ―	※5 71,557
債券貸借取引受入担保金	※5 142,490	※5 85,659
借用金	※5 784,282	※5 676,570
外国為替	500	646
社債	―	20,000
信託勘定借	※8 157	※8 156
その他負債	68,592	84,107
未払法人税等	2,906	5,512
資産除去債務	597	570
その他の負債	65,088	78,024
偶発損失引当金	301	289
繰延税金負債	58,801	90,751
再評価に係る繰延税金負債	5,613	5,596
支払承諾	24,748	22,709
負債の部合計	7,152,974	7,104,557

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	23,942	23,973
資本準備金	23,942	23,942
その他資本剰余金	－	31
利益剰余金	274,295	286,129
利益準備金	9,134	9,134
その他利益剰余金	265,161	276,995
固定資産圧縮積立金	417	417
別途積立金	242,493	249,793
繰越利益剰余金	22,250	26,784
自己株式	△6,655	△6,645
株主資本合計	324,659	336,534
その他有価証券評価差額金	103,208	167,383
繰延ヘッジ損益	46,300	51,531
土地再評価差額金	8,057	8,018
評価・換算差額等合計	157,565	226,933
純資産の部合計	482,225	563,468
負債及び純資産の部合計	7,635,200	7,668,025

(2)【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
経常収益	72,518	92,710
資金運用収益	50,570	64,959
（うち貸出金利息）	28,724	35,755
（うち有価証券利息配当金）	18,538	23,814
信託報酬	0	－
役務取引等収益	8,616	8,909
その他業務収益	8,269	14,227
その他経常収益	※1 5,062	※1 4,613
経常費用	57,167	70,716
資金調達費用	13,347	16,897
（うち預金利息）	6,255	10,971
役務取引等費用	3,118	3,849
その他業務費用	14,849	22,981
営業経費	※2 24,037	※2 24,954
その他経常費用	※3 1,814	※3 2,032
経常利益	15,351	21,993
特別利益	66	94
固定資産処分益	66	94
特別損失	28	86
固定資産処分損	13	86
減損損失	14	－
税引前中間純利益	15,389	22,002
法人税、住民税及び事業税	2,371	6,506
法人税等調整額	1,613	251
法人税等合計	3,985	6,758
中間純利益	11,403	15,244

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	11	23,954	9,134	417	242,493	21,028	273,073	△20,473	309,631
当中間期変動額											
剰余金の配当								△2,073	△2,073		△2,073
中間純利益								11,403	11,403		11,403
自己株式の取得										△4	△4
自己株式の処分			598	598						581	1,180
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)											
当中間期変動額合計	－	－	598	598	－	－	－	9,330	9,330	577	10,506
当中間期末残高	33,076	23,942	610	24,552	9,134	417	242,493	30,358	282,404	△19,896	320,137

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	71,404	35,569	8,057	115,031	424,662
当中間期変動額					
剰余金の配当					△2,073
中間純利益					11,403
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					1,180
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	29,275	578	－	29,853	29,853
当中間期変動額合計	29,275	578	－	29,853	40,360
当中間期末残高	100,680	36,147	8,057	144,885	465,023

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	－	23,942	9,134	417	242,493	22,250	274,295	△6,655	324,659
当中間期変動額											
剰余金の配当								△3,448	△3,448		△3,448
別途積立金の積立							7,300	△7,300	－		
中間純利益								15,244	15,244		15,244
自己株式の取得										△1	△1
自己株式の処分			31	31						11	42
土地再評価差額金の取崩								38	38		38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)											
当中間期変動額合計	－	－	31	31	－	－	7,300	4,533	11,833	9	11,874
当中間期末残高	33,076	23,942	31	23,973	9,134	417	249,793	26,784	286,129	△6,645	336,534

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	103,208	46,300	8,057	157,565	482,225
当中間期変動額					
剰余金の配当					△3,448
別途積立金の積立					
中間純利益					15,244
自己株式の取得					△1
自己株式の処分					42
土地再評価差額金の取崩					38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	64,174	5,231	△38	69,368	69,368
当中間期変動額合計	64,174	5,231	△38	69,368	81,243
当中間期末残高	167,383	51,531	8,018	226,933	563,468

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。また、金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、(1)と同じ方法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３年～50年

その他　　３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

① 与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。

② ①以外の債務者の債権については、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債務者のうち、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）に係る債権については、今後１年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者の債権については今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

※ 将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近３算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。このうち、直近３算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部署が自己査定結果及び償却・引当の適切性について検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,177百万円（前事業年度末は8,679百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

６．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

７．ヘッジ会計の方法

(1)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　令和４年３月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき処理しております。

ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　令和２年10月８日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

８．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（中間貸借対照表関係）

※１　関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
株式	9,103百万円	9,103百万円
出資金	841百万円	1,994百万円

※２　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
14,169百万円	13,697百万円

※３　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,571百万円	3,098百万円
危険債権額	46,066百万円	46,940百万円
三月以上延滞債権額	69百万円	64百万円
貸出条件緩和債権額	21,963百万円	18,382百万円
合計額	71,670百万円	68,485百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※４　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
2,884百万円	2,665百万円

※５　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	752,203百万円	695,326百万円
貸出金	256,058百万円	223,471百万円
計	1,008,261百万円	918,797百万円
担保資産に対応する債務		
預金	30,600百万円	24,057百万円
売現先勘定	－百万円	71,557百万円
債券貸借取引受入担保金	142,490百万円	85,659百万円
借用金	783,653百万円	676,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	－百万円	36,356百万円
その他の資産（中央清算機関等差入証拠金）	58,537百万円	41,473百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
保証金	377百万円	372百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

※６　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	1,061,210百万円	1,062,677百万円
うち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	925,038百万円	914,397百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※７　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
6,293百万円	6,106百万円

※８　元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
金銭信託	157百万円	156百万円

（中間損益計算書関係）

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	4,456百万円	4,084百万円
償却債権取立益	309百万円	366百万円
金銭の信託運用益	150百万円	20百万円

※２　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
有形固定資産	712百万円	1,051百万円
無形固定資産	101百万円	300百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	661百万円	1,030百万円
株式等売却損	543百万円	399百万円
貸出金償却	348百万円	354百万円

有価証券の減損処理については、切放し法を適用しております。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

（注）　市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
子会社株式	9,103	9,103
関連会社株式	－	－

（重要な後発事象）

（当行と株式会社池田泉州ホールディングスの経営統合に関する基本合意について）

当行は、2026年10月29日開催の取締役会において、株式会社池田泉州ホールディングス（以下「池田泉州ＨＤ」といい、当行と池田泉州ＨＤをあわせて、以下「両社」といい、それぞれのグループ会社を含めて以下「両社グループ」といいます。）と、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、両社の間で基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。

１．本経営統合の理念と目的

本経営統合は、当行および池田泉州ＨＤが、それぞれの歴史、ブランド、企業文化および地域との関係を尊重し、互いを必要不可欠な存在として認め合う対等の関係を基本として、信頼と共創の精神のもと、両社の強みを活かすことで、それぞれの持続的な成長と両社グループ全体のさらなる発展を目指すものです。

本経営統合の目的は、二つのブランドとそれぞれの地域で築いてきたお客さまとの信頼関係を礎として、関西圏を広域にカバーする地域密着型金融グループとして地域金融力を一段と高め、地域社会およびお客さまが抱える多様で複雑な課題の解決に貢献することにあります。また、環境変化に柔軟に対応できる健全で強固な経営基盤を構築し、企業価値の持続的な向上を実現してまいります。

両社は、こうした取り組みを通じて、「関西で最も信頼され、必要とされる金融グループ」の実現を目指します。

２．本経営統合の形態

両社は、それぞれの株主総会において本経営統合に必要となる事項の承認が得られること、および本経営統合を行うにあたり必要となる関係当局の許認可等が得られることを前提として、2028年４月１日を目途に、池田泉州ＨＤの商号を変更したうえで統合持株会社（以下「本統合持株会社」といいます。）として活用し、当行が本統合持株会社との間で株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、本経営統合を実施することを基本として協議・検討を進めてまいります。

本経営統合が実現した場合、当行は本株式交換により本統合持株会社の完全子会社となり、池田泉州ＨＤの子会社である株式会社池田泉州銀行（以下「池田泉州銀行」といいます。）とともに本統合持株会社傘下の銀行子会社として配置される予定です。これに伴い、当行の普通株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、東京証券取引所において上場廃止となる予定です。

なお、本経営統合の形態については、今後両社で継続的な協議・検討を進める過程で変更する可能性があります。

３．株式交換比率

本株式交換に係る株式交換比率は、今後実施するデュー・ディリジェンスの結果および両社がそれぞれ起用する第三者算定機関による株式交換比率の算定結果等の諸要素を踏まえて、両社で誠実に協議のうえ、本経営統合に関する最終契約（以下「本件最終契約」といいます。）締結までに決定し、公表する予定です。

４．本統合持株会社の概要

本統合持株会社の商号、本店所在地、代表者、役員構成、機関設計、組織体制その他の事項については、今後、両社において協議のうえ、本件最終契約において定める予定です。なお、当行および池田泉州銀行は統合後も存続し、商号および本店所在地に変更はなく、両行の合併は予定しておりません。

５．統合準備委員会の設置

両社は、本経営統合の円滑な実現に向けて、基本合意以降速やかに統合準備委員会を設置し、本経営統合に関する協議を集中的に行ってまいります。

6．今後のスケジュール

2027年４月　　（予定）	本件最終契約締結
2027年12月　　（予定）	両社臨時株主総会開催
2028年４月１日（予定）	本株式交換効力発生日

（注）　上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議、関係当局の許認可等（Form F-4による登録届出書の米国証券取引委員会（以下「ＳＥＣ」といいます。）への提出および効力発生、銀行法その他の関係法令に基づく必要な認可・届出等の手続、独占禁止法その他の競争法上必要な手続ならびに金融商品取引法その他の関連法令および諸規則に基づく手続を含みます。）の取得状況等によって変更となる場合があります。当該許認可等の取得状況等により、本経営統合の日程に変更または遅延が生じる場合には、速やかに公表いたします。

7．両社の概要（2026年３月31日時点）

名称	株式会社滋賀銀行	株式会社池田泉州ホールディングス
本店所在地	滋賀県大津市浜町１番38号	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
代表者の役職・氏名	取締役頭取 久保田　真也	代表執行役社長兼ＣＥＯ 阪口　広一
事業内容	銀行業	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務
資本金	330億円	1,029億円
設立年月日	1933年10月１日	2009年10月１日
発行済株式数	240,450,405株	281,008,632株
決算期	３月31日	３月31日
総資産（連結）	７兆6,690億円	６兆5,959億円
純資産（連結）	5,090億円	2,539億円
預金等残高（単体）	５兆9,572億円	５兆8,675億円（池田泉州銀行）
貸出金残高（単体）	４兆6,249億円	４兆8,836億円（池田泉州銀行）
従業員数（連結）	2,243人	2,244人
店舗数（代理店・出張所を含む）	133カ店（うち代理店33カ店）	139カ店（池田泉州銀行）

※株式会社滋賀銀行は、2026年４月１日を効力発生日として、普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しました。発行済株式数は当該株式分割後の株式数を記載しております。

8．今後の見通し

本件にかかる当行財務諸表への影響は、現在精査中であります。

9．その他

本経営統合が実施される場合、当行の株主に対し、本統合持株会社となる商号変更後の池田泉州ＨＤの株式が交付されることとなります。1933年米国証券法に基づき、本経営統合について、池田泉州ＨＤがForm F-4登録届出書をＳＥＣに提出することが予定されております。

4 【その他】

中間配当

2026年11月13日開催の取締役会において、第140期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額	6,321百万円
１株当たりの中間配当金	27円50銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2026年12月10日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月20日

株式会社滋賀銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　朋　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　岡　健太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１　上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
　　２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月20日

株式会社滋賀銀行
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　朋　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長　岡　健太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2026年4月1日から2027年3月31日までの第140期事業年度の中間会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の2026年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１　上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
　　２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【会社名】	株式会社滋賀銀行
【英訳名】	ＴＨＥ　ＳＨＩＧＡ　ＢＡＮＫ，ＬＴＤ．
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　久保田　真　也
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません。
【本店の所在の場所】	滋賀県大津市浜町１番38号
【縦覧に供する場所】	株式会社滋賀銀行京都支店 （京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地） 株式会社滋賀銀行大阪支店 （大阪市北区曽根崎新地１丁目１番49号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１　【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取久保田真也は、当行の第140期中間期(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。